会 議 記 録

令和８年度第 11 回香川県広域水道企業団水道事業等審議会を開催したので、次のとおり報告します。

会　議　名	令和８年度第 11 回香川県広域水道企業団水道事業等審議会
開 催 日 時	令和８年 10 月 26 日（月）10：00～10：30
開 催 場 所	香川県広域水道企業団　601・602 会議室
議　　題	１　開会 ２　本会の公開について ３　議題等 　　答申書（案）について ４　閉会
資　　料	別添のとおり
公開の区分	■　公開　　□　一部公開　　□　非公開
出　席　者	会　長　安藤　茂 副会長　佐藤　裕弥 委　員　境　輝美 〃　土居　譲治 〃　三谷　朋幹 〃　持田　めぐみ 〃　森川　さち子 〃　吉田　秀典 〃　吉田　洋子 企業団　高木　孝征 〃　近藤　壽文 〃　穴吹　泰輔 〃　佐治　康弘 〃　福田　涼一 〃　木内　浩之 〃　石原　芳浩 〃　小笠原　克典 〃　湯浅　泰三 〃　柳生　明 〃　加藤　良晃 〃　山本　真司

	〃　遠藤　智義 〃　野崎　峰範 〃　山下　耕治 〃　宮谷　遼大 〃　正木　健作
傍　聴　者	傍聴申込み３名、受入れ３名
担当課及び 連　絡　先	香川県広域水道企業団　企画調整課 （087）826－6112

会議の経過

１　開会

副企業長が挨拶を行う。

事務局より会議の成立について報告する。

２　本会の公開について

本日の議題は公開とすることを決定する。

傍聴の申込みは３名、受入れ３名。

３　議題（答申書（案）について）

事務局より、資料「前回（第10回）審議会及び事前にいただいたご意見を踏まえた修正事項」に基づき説明を行う。

【会長】

事務局から説明があった答申書（案）について、修正内容を含めて、ご質問、ご意見があればご発言をお願いしたい。なお、答申書（案）の最終的な確認となるので、細かな文言修正も含めて、お気づきの点があればご意見をお願いしたい。私から一点、5ページの「９ 付帯意見（４）水道利用者の理解促進」で、「料金統一の必要性等ついて」となっており、「に」が抜けているので、加筆をお願いしたい。委員の皆様には、今申し上げたような細かな点も含めて最終確認ということで、お気づきの点があればご意見をお願いしたい。若干、時間を取るので、目を通していただければと思う。

【会長】

ご質問、ご意見それから修正など特にないようであれば、次に答申書（案）の決定について、諮ることとしたい。ご確認いただいた答申書（案）を本審議会の答申として決定することについて、ご異議はあるか。

審議会委員一同、異議なし

【会長】

ご異議なしということで、本答申書（案）を本審議会の答申として決定する。

答申が決定したので、この後の手続きについて確認をしたいと思う。事務局から、この後のスケジュールについて説明をお願いしたい。

【事務局】

ただいま決定いただいた答申書については、一部修正の上、製本を行い、本日午後2時に池田企業長への手交を予定している。手交式には、安藤会長及び佐藤副会長に出席をいただく予定である。

【会長】

それでは最後に、今後の水道料金のあり方についての答申に当たってということで、審議会会長として発言させていただく。

令和５年７月27日、「令和10年度の水道料金統一に向け、本企業団の今後の水道料金のあり方について意見を求めます。」との諮問を受け、香川県広域水道企業団水道事業等審議会では、本日まで11回に及ぶ審議会を開催し、企業団を構成する８市８町の水道料金の統一及び改定に向けて、慎重かつ丁寧な議論を行ってきた。そして、本日、答申書を池田豊人香川県広域水道企業団企業長に手交することとなった。

振り返ると、香川県における水道事業の広域化について専門的かつ客観的な見地から検討を行うために設置された香川県水道広域化専門委員会（委員長：安藤茂）では、平成22年２月以来、５回にわたり専門委員会を開催し、平成23年３月、香川県民の方々への水道サービス水準を確保・向上するための県内水道のあるべき姿として、「各水道事業者が個別利害を超えて広域的な見地から連携・協力し、離島を含めた香川県全域を対象区域とした広域化を推進すべきである。」との旨の提言を行った。

そして、平成29年８月、香川県広域水道事業体設立準備協議会において企業団の事業運営の基本指針である「香川県水道広域化基本計画」が定められ、平成29年８月30日、香川県及び８市８町の「水道事業の統合に関する基本協定書」において「水道事業等の統合の時期は平成30年４月１日とする。」とされた。これらを踏まえ、企業団は、平成30年４月に香川県及び県内８市８町の水道事業等を統合し、全国初の県内１水道による事業運営を開始した。

一方、「香川県水道広域化基本計画」では、水道料金に関する基本方針を「令和９年度末までは旧水道事業体の料金体系を用い、令和10年度に水道料金を統一する」、「水道料金の統一に当たっては、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸にすることを基本

とする」とされた。

このような背景のもと、審議会において統一料金のあり方を検討するに当たっては、（１）水道事業が持続可能な施設整備を行う、（２）必要な料金水準の設定は、中長期的な視点も考慮して行う、（３）法制度等を踏まえた料金設定を行うことに留意することとした。

審議会では、11回にわたる審議を経て、料金算定期間は令和10年度から令和13年度までの４年間とし、料金改定率は平均30.5％が妥当であると判断した。今後、水道利用者の方々には経済的なご負担をお掛けすることとなるが、利用者に負担していただく水道料金が有効活用されるよう、とりわけ、水道の基盤強化に向けて、老朽化した施設などの計画的な更新や浄水場の統廃合、連絡管の整備により地域間調整を行うことで、香川用水の取水制限等への対応力の強化を図ることなどを企業団に対して要請する。

また、最近の地震や豪雨による長期間にわたる断水の影響、渇水による取水制限、そして、老朽化した水道管からの大規模漏水などによる生活や経済活動などへの影響をできるだけ少なくするため、関係者の方々とともに、また、企業団職員が一体となって、強靭な水道の構築に向けて取り組むことを要請する。

最後に、令和５年７月から本日まで３年を超える長い期間、11回にわたる審議会において貴重なご意見・ご助言をいただいた佐藤裕弥副会長をはじめとした審議会委員の皆様に厚く御礼申し上げるとともに、審議会の事務局を務めた企業団職員に感謝申し上げる。

４　閉会

副企業長が挨拶を行う。